

第6回マネー・ローンダリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会議事要旨

1 日時

平成22年6月30日（水） 午後3時から午後4時45分まで

2 場所

警察庁第14会議室

3 出席者

座長	安 富 潔	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
委員	相 澤 直 樹	全国銀行協会業務部長
(五十音順)	金 子 正 志	弁護士
	神 垣 明 治	社団法人全国宅地建物取引業協会連合会常務理事
	藤 原 静 雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	古 谷 由紀子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事
	吉 野 直 行	慶應義塾大学経済学部教授

4 配付資料

マネー・ローンダリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会報告書（案）

5 議事要旨

(1) 報告書案の検討

報告書案について議論が行われた。主な意見は、以下のとおり。

- ・ 「極めて詳細かつ技術的なF A T Fの指摘については議論になじまないものとして論点から除外し」（報告書案3ページ）との記載について、分かりにくいので変更すべきである。
- ・ 報告書案の各論点においてF A T F勧告に言及している部分について、該当する勧告番号等を追記すべきである。
- ・ 取引目的、職業を顧客から聴取する場合に、チェックリストによるという点に賛成である。
- ・ チェックリストによる方が顧客の理解を得やすいと考えられる。
- ・ マネー・ローンダリングの危険性の評価について、プライベートバンキング等が列挙されているが、今後も、金融機関に注意を促すものとして、マネー・ローンダリングに当たる可能性が高い項目を蓄積していく必要がある。
- ・ 国民・事業者のコストベネフィットを考える必要があるという点に賛成である。
- ・ 官公庁から発行された書類一般を本人確認書類として使用できるかという論点に関連し、法令化された団体から発行される身分証明書については、官公庁から発行されるものに準じて取り扱われるべきである。

- ・ 弁護士の場合、本名以外の職務上の氏名の本人確認について、弁護士会が発行した証明書を本人確認書類として認めるなど、柔軟な対応が必要となる。
- ・ 今後の顧客管理措置の法令化の際には、既に実施されている顧客管理措置の屋上屋にならないようにすべきである。
- ・ 屋上屋を架すべきでないという議論は、業界において現行法令が実効的に働いていることが前提となる。
- ・ 一連の取引の中で、複数の特定事業者が重複して同じような顧客管理の義務を負うことがないようなスキームを考えるべきである。
- ・ 「法人の意思決定に関する」(報告書案6ページ)という表現を、FATFの指摘と整合する範囲で分かりやすい記載にすべきである。
- ・ 「一見取引を対象外とするなど」(報告書案8ページ)との記載につき、一見取引を今後の検討課題とする余地を残すために「一見取引をどう扱うかなど」と表現を変更する方がよい。

(2) マネー・ローンダリング対策一般についての意見交換

疑わしい取引の届出が出される口座の中で、犯罪が行われているのが明らかだというようなものについて、届出のほかに何らかの対応ができないかという事務局(警察庁)からの問題提起に対し、議論がなされた。主な意見は、以下のとおり。

- ・ マネー・ローンダリングに使われる可能性の高い項目を抽出し、それに当てはまる取引から重点的に取り組むことが望ましい。
- ・ 振り込め詐欺のように外形的に判断しやすいものでなければ、金融機関のリスク負担で口座凍結まで行うことは難しい。
- ・ マネー・ローンダリングへの対応と反社会的勢力への対応はいわば車の両輪であり、反社会的勢力がマネー・ローンダリングを行う意思を削ぐためには、何らかの対応を行うことは望ましい。
- ・ 届出を行うか取引を断るか以外の選択肢を広げることは、警察と銀行協会の合意等によって対応できるのであれば実施すべきである。
- ・ 取引が明らかに犯罪であるかを判断するのは、事業者には非常に難しい。
- ・ 仮に捜査機関からリストを提供されたとしても、我が国の場合、名前のみによって個人の同一性を判断することは難しい。
- ・ 問題解決に当たっては、様々な利害関係者による検討の場を設け、できることから進めていくという取り組み方も検討すべきである。
- ・ 外形的な犯罪性が明らかな類型でなければ、犯罪か否かという点からは厳格に絞り込まざるを得ず、マネー・ローンダリングと結びつけて口座の凍結等まで進める仕組みを作ることは容易ではない。
- ・ 属性のデータベースに登録される内容は短期間であっても情報としては古くなってしまふことから、データベースを整備してそれに照合させれば、後は容易に処理できるというものではない。

(3) その他

- ・ 本懇談会において議論された内容は総論的なものであり、今後各論の検討を行うに際しては、再度業界に十分な協議を行ってほしい。
- ・ 顧客管理に係る指摘以外の指摘も含めたF A T Fの指摘全体について、政府は、我が国として最終的に目指すゴールを、スケジュールを含めて示してほしい。
- ・ F A T Fに合格する必要がある一方で、我が国として対策を実施するには様々な工夫が必要である。
- ・ 現場の対応の場面においても関係省庁の連携を図ってほしい。
- ・ F A T Fのような国際ルールができた際に、我が国だけが空白となるのは望ましくないため、それになるべく対応でき、しかもコストが掛からないやり方が必要である。